

ID: 372

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろいな」条例 第11条第1項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成24年条例第35号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可の取消し及び利用の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可の申請を行うに当たり偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災その他避けることができない理由により、必要があると認められるとき。</p> <p>(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要があると認められるとき。</p> <p>2 よろいなを同一の利用者が引き続き3日を越えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日